

## 南海地震条例関連施策整理票

|            |  |
|------------|--|
| 関連するテーマ    | 地域の防災力や備えを強化する   |
| 施策         | 企業防災活動の活性化   |
| 時間軸        | 備えの段階  |
| 内容         | <p>災害時に事業所の果たす役割としては、従業員、顧客の安全確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動への貢献の三つがある。具体的には、次の取組が求められている。</p> <p>地震防災活動に関する組織を事業所内に整備し、活動のリーダーを育成する。</p> <p>事業の用に供する建築物等が所在する土地の地形、地質の状況、津波その他の危険を把握し、施設・設備の安全性と耐震性の確保をする。</p> <p>顧客、従業員、事業所周辺の住民の安全の確保をするための、事業所単位での防災計画を作成し、地震発生時に従業員が取るべき行動（初期消火、救助、避難誘導等）を明確化し、訓練しておく。</p> <p>平時から、地震発生時に地域住民等と協力した救助、応急手当等ができるよう地域における地震防災活動への参加（協力）をする。</p> <p>県、市町村が実施する地震防災対策の推進へ協力をする。</p> <p>震災後の県民生活の再建・安定及び都市の復興に協力する。</p> |
| 実施主体、県の役割等 | <p>事業者は、自らに課せられる社会的な責任や使命を認識し、求められる役割を果たしていく。また、津波浸水想定区域に係る事業者は自ら定めた東南海・南海地震防災対策計画に基づき、地震・津波への対策を行っていく。</p> <p>県は、事業者と連携し、災害時の協力体制を整えていくほか、必要に応じて事業所の防災活動を促進するための側面的な支援を行う。</p>  |
| 法体系        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法第6条：指定公共機関及びその責務</li> <li>・災害対策基本法第7条第1項：防災上重要な施設の管理者の法令又は地域防災計画に基づく責務</li> <li>・災害対策基本法第7条第2項：法人を含むその他の住民が自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等の防災への寄与の努力義務</li> <li>・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条から第8条まで：東南海・南海地震防災推進計画及び対策計画の作成義務</li> </ul>   |
| 取り組み状況     | <p>県では、入所及び通所施設を対象とした「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」を平成17年度に作成し、要援護者施設の対策への指導に当たっている。</p> <p>・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき東南海・南海地震防災対策計画の作成を義務化された事業所は、同計画の中に地震防災隊の隊長が従業員等に対して教育を行うことを計画に入れている。</p> <p>津波浸水想定区域に立地する事業所に、東南海・南海地震防災対策計画に基づく「防災訓練の実施を促すビデオ・DVD（タイトル「事業所のための津波防災訓練」）を作成し、指導に当たる市町村・各消防本部に設置し、事業所にはパンフレットを配布している。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 課題  | <ul style="list-style-type: none"><li>・経営者への南海地震対策の必要性を浸透させ、従業員教育、訓練、業務上の危機管理その他の減災への取り組みが自発的に行われていくための仕組みづくり。</li><li>・地域と連携した事業所の防災活動の促進。</li><li>・事業所と行政との協定、事業所間の協定等を結んでおくなど、平時から、災害時お互いの役割分担と連携の仕組みづくりを促進していく必要がある。</li><li>・事業所の防災対策を進めるためには、業界全体で取組を進めていくことも重要と思われるため、業界ごとに対応策を検討したり、先進的事例を紹介するなどの取組が必要。</li></ul> |
| その他 | 日本赤十字社高知県支部では「法人職場危機管理マニュアル 地震災害編」を作成し、法人指導に当たっている。   |